

青森県公安委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則をここに交付する。

平成十八年三月十三日

青森県公安委員会委員長 井畑明男

青森県公安委員会規則第七号

青森県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第二章の規定による青森県公安委員会が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十一年五月青森県規則第五十五号）の例による。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。